

公益財団法人中国残留孤児援護基金

第33回理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案書 ※別添のとおり

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第一号議案 | 「令和3年度事業計画書及び予算書」の件 |
| 第二号議案 | 「無料職業紹介事業」実施中止の件 |
| 第三号議案 | 「顧問の選任」の件 |
| 第四号議案 | 「虎ノ門駅南地区の再開発に伴う援護基金本部事務所の移転」の件 |
| 第五号議案 | 「所有ワンルームマンション（中野区）」の処分の件 |

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した者

代表理事（理事長） 炭 谷 茂

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年2月25日（木）

4. 議事録の作成に係る職務を行った者

業務執行理事（常務理事） 齋 藤 恒一

5. 議決に加わることができる理事数

4名

令和3年2月20日（土）、代表理事である炭谷 茂が理事の全員に対して、理事会の決議目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年2月25日（木）までに議決に加わることができる理事及び監事の全員から書面により同意及び異議のない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する第194条（本財団定款第43条）に基づく理事会の「決議の省略」の方法により、当該提案（第一号議案・第二号議案・第三号議案・第四号議案・第五号議案）を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があつたとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した者及び議事録の作成に係る職務を行った者は、次に記名押印する。

令和3年3月12日

代表理事（理事長）

業務執行理事（常務理事）